



討 論

平成19年度八潮市一般会計歳入歳出
決算の認定について、討論の概要を
お知らせいたします。

反対討論(共産党)

19年度は、個人市民税が大幅な増額ですが所得税から住民税への税源移譲と共に、定率減税全廃による大きな要因です。定率減税の廃止や生活物資の値上げ等によって生活実態は、より厳しくなっているものと思われま。

歳出では、市内初の公設民営保育所として駅前保育所事業がはじまりました。初年度1年間で7名の職員の異動があり、指導・助言等目配りが必要です。保育所定員枠を年度末では15%越えています。子どもの発達を保障する保育を行うためにも保育士の人数をそれに見合ったものとするよう求めます。子ども医療費を県内市の支給状況からいっても、拡大すべきです。ふれあい農園については、優良農地を保全する等都市近郊農業の一形態として、より創意工夫の発揮を求めます。教育費では、入学準備貸付や教育資金貸付事業について制度の周知を求めたいと思います。中学校では、進路指導の際の資料等に制度の案内を入れるなど工夫して頂きたいと思います。また、市税の滞納等を理由に不認定とするのではなく、事業本来の目的「経済的な理由により就学が困難な就学生に等しく教育を受ける機会を与える」ということになつて実施すべきことを求めます。

賛成討論(自民クラブ)

歳入は、総額240億5478万3千円。市税収入は、昨年に比べ10・3%増の147億2840万1千円で、歳入全体の61・2%を占め、特に市税は、前年度を上回る13億8100万5千円の増額、全体の収納率は13年ぶりに90%台に戻り、徴収体制の強化については高く評価できます。

次に、歳出は、予算現額235億1058万円に対し決算額230億5312万7千円で執行率は98・1%であり、効率良い予算執行と経費削減が認められます。

平成19年度の主要な事業については、駅前出張所や駅前保育所の開設、都市計画マスタープランの策定事業、児童扶養手当経費等の予算化や制度の充実、障がい者の地域生活支援事業、地域自主防災組織補助事業、「八潮市環境基本条例」の制定及び「八潮市環境基本計画」策定着手、商工業の実態調査、道路維持管理及び水路整備、消防団ポンプ車整備、救急救助体制の充実、新消防庁舎建設事業、校舎改修工事や緊急修繕及び第2次耐震診断、耐震補強・大規模改修事業、小中一貫教育研究委嘱等々が実施され、厳しい財政状況のもと予算の適切な執行が行われたことを評価し、賛成討論いたします。

議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会、どなたでも傍聴することができます。

定例会は年4回開かれ、次回は12月1日に開会予定となっています。

傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

●本会議の傍聴

本会議場の傍聴席は、記者席4席、一般席42席があります。

傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

●委員会の傍聴

委員会の傍聴できる人数は、10人までです。

なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。

●傍聴する際の注意事項

傍聴する際は、拍手をしたり騒ぎ立ててはいけないなどの傍聴規則を守りましょう。

また、傍聴する方は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音等を行うことができません。

なお、携帯電話の電源は、傍聴受付簿に記入し、傍聴者入口から傍聴席に入りま

す。
【平成20年第3回定例会の傍聴者数128名】

●次回の第4回定例会(12月)の日程(案)●

12月1日	本 会 議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明など
	本 会 議 総括質疑(議案に対する質疑、議案の委員会付託)
9日	総務文教常任委員会
10日	建設水道常任委員会
11日	民経消防常任委員会
12日	本会議(一般質問)
15日	本会議(一般質問)
16日	本会議(一般質問)
17日	本会議(一般質問)
18日	本 会 議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

※この定例会日程は予定ですので、変更する場合があります。

市民のうごき

平成20年10月1日現在

前月比	前月比
人口80,967人(+172)	男42,129人(+98)
世帯32,776世帯(+74)	女38,838人(+74)

ご意見ご感想をお寄せください

■投稿方法

投稿原稿は、住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記までお送りください。EメールやFAXでも結構です。

■送り先

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1
八潮市議会事務局 議事調査課調査係

ホームページ：<http://www.city.yashio.lg.jp/gikai/>

Eメール：gikai@city.yashio.lg.jp

FAX：048(996)4049

議員からの寄附は、
罰則をもって禁止されています!!

議員(候補者等を含む)が、入学式・卒業式の行事や、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事に対し、お祝い・寄附・差し入れ等をするのは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をもって禁止されています。

また、受け取った人も罰せられます。

個人に対しても、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・お中元等)をするのも、同様に禁じられています。

なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・香典があります。

市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

